

西宮市公衆浴場設備改善資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公衆浴場の衛生措置基準を遵守し、設備の近代化を促進するために、公衆浴場営業者（以下「営業者」という。）が行う施設改善事業に要する経費について、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から必要な公衆浴場設備改善資金（以下「設備改善資金」という。）を借り入れた場合において、その借入資金に係る支払い利子の一部を補助することにより、経営の安定を図るとともに地域住民の公衆衛生の維持、向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により営業許可を受け、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の価格が統制されている公衆浴場の営業者で、過去3年以内に公衆浴場法に基づく行政処分を受けたことがない者であって、設備改善資金に係る利子を支払った者とする。

(補助対象)

第3条 市長は、営業者が次の各号に掲げる公庫の貸付けに係る支払い利子（延滞に係る利息は除く。）の一部に対して、予算の範囲内において補助するもの（公庫の貸付金に係る支払い利子に対する補助について、以下、「利子補給金」という。）とする。

- (1) 特別利率を適用する貸付
- (2) 災害貸付
- (3) 小企業設備改善資金特別貸付

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金は、別表により算出した額とする。

(利子補給対象期間)

第5条 利子補給金の交付の対象となる期間は、公庫の貸付けを受けた日の属する月から起算して7年以内とする。

(利子補給金交付申請)

第6条 利子補給金を申請しようとする営業者は、公衆浴場設備改善資金利子補給金交付申請書に公庫が発行する償還状況証明書若しくは報告書を添えて、翌年の1月31日までに、市長に提出しなければならない。

(利子補給金交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受付け、受理したときは、その内容を審査し、公衆浴場設備改善資金利子補給金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により利子補給金を交付することを決定したときは、利子補給金の額等必要な事項を記載した公衆浴場設備改善資金利子補給金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した公衆浴場設備改善資金利子補給金不交付決定通知書により、

- 営業者にその決定を通知する。
- 3 市長は、公衆浴場設備改善資金利子補給金の交付を決定する場合において、利子補給金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利子補給金の請求)

第8条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた営業者は、公衆浴場設備改善資金利子補給金交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公衆浴場設備改善資金利子補給金交付決定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の交付の決定の取消)

第9条 市長は、営業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 利子補給金を当該設備改善以外の用途に使用したとき。
- (2) 利子補給金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 設備改善について、市長の承認なしに変更、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 設備改善に関して、詐欺その他不正を行ったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

(利子補給金の返還)

第10条 市長は、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る利子補給金が既に交付されているときは、返還する利子補給金の額、返還時期その他必要事項を記載した公衆浴場設備改善資金利子補給金返還命令書により、すみやかに当該営業者に対し、その返還を命じなければならない。ただし、当該利子補給金の申請、執行等について適正な理由、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

別表

区分	算出方法
補給額	<p>1 毎年1月1日から12月31日までに営業者が公庫に支払った利子のうち年利率1%を超える部分に対して、未償還元金の総額に応じて次の①から⑤に掲げる方法で算出した額とする。</p> <p>(注)・年利率を「A(%)」とする。また、年利率が4%を超える場合は、Aは4%とする。</p> <p>① 当該年を通じて未償還元金の総額が2,100万円未満のもの</p> $\frac{\text{当該年に支払った利子総額}}{\text{}} \times \frac{(A-1)\%}{A\%} = \text{補給額}$ <p>② 当該年を通じて未償還元金の総額が2,100万円以上のもの</p> $2,100 \text{万円} \times (A-1)\% = \text{補給額}$ <p>③ 当該年当初において、未償還元金の総額が2,100万円以上であって、当該年の途中で2,100万円未満となったもの</p> $\left(2,100 \text{万円} \times (A-1)\% \times \frac{\text{未償還元金総額が2,100万円以上で利子を支払った月数}}{12 \text{ヶ月}} \right) + \left(\frac{\text{未償還元金総額が2,100万円未満で支払った当該年の利子総額}}{\text{}} \times \frac{(A-1)\%}{A\%} \right) = \text{補給額}$ <p>④ 当該年当初において、未償還元金の総額が2,100万円未満であって、当該年の途中で2,100万円以上となったもの</p> $\left(\frac{\text{未償還元金総額が2,100万円未満で支払った当該年の利子総額}}{\text{}} \times \frac{(A-1)\%}{A\%} \right) + \left(2,100 \text{万円} \times (A-1)\% \times \frac{\text{借入日から初回支払日までの日数}}{365 \text{日}} \right) + \left(2,100 \text{万円} \times (A-1)\% \times \frac{\text{未償還元金総額が2,100万円以上で利子を支払った月数}}{12 \text{ヶ月}} \right) = \text{補給額}$ <p>⑤ 当該年の途中で、利子補給補助対象となった借入れについて</p> <p>ア 初回支払い以降の当該年度を通じて、未償還元金総額が2,100万円未満のもの 式) 1に同じ</p> <p>イ 初回支払い以降の当該年度を通じて、未償還元金総額が2,100万円以上のもの</p> $\left(2,100 \text{万円} \times (A-1)\% \times \frac{\text{借入日から初回支払日までの日数}}{365 \text{日}} \right) + \left(2,100 \text{万円} \times (A-1)\% \times \frac{\text{未償還元金総額が2,100万円以上で利子を支払った月数}}{12 \text{ヶ月}} \right) = \text{補給額}$ <p>2 1に掲げる計算式中「(A-1)%/A%」により算出した結果に端数が生じる場合は、小数点以下第3位を切り捨てる。</p> <p>3 算出した補給額に1円未満が生じる場合はこれを切り捨てる。</p> <p>4 借入件数が2件以上の場合で未償還元金総額を合算したものが2,100万円以上の場合は2,100万円として、又は2,100万円未満の場合はそれぞれの未償還元金総額により算出する。</p>